

マイクロチップによる個体識別

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、犬や猫などの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップ等の装着を行うべき旨が定められています。また、国は販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向け、研究開発の推進や、その成果の普及、装着に関する啓発などの施策を講じることとされています。

マイクロチップは、装着しただけでは飼い主の情報はわかりません。装着して販売する場合には、顧客に対し、必ず飼い主情報の登録また、登録情報を変更する場合は更新を行うよう周知して下さい。

犬や猫を海外から日本に持ち込む場合には、マイクロチップなどで確実に個体識別をしておく必要があります。また、海外に連れて行くときには、マイクロチップが装着されていないと持ち込めない国があります。



犬及び猫の夜間展示の禁止

- ▶ 平成24年6月1日から、販売業者、貸出業者及び展示業者による犬及び猫の午後8時から午前8時までの展示が禁止されました。
- ▶ 犬又は猫を顧客と接触させたり、譲り渡したり、引き渡す行為も禁止されます。
- ▶ 午後8時を過ぎて、店舗内で他の商品の販売を行う等店を開けている場合は、犬又は猫をバックヤードに移す、店舗内の飼養施設等をついたて、カーテン等で隠すなどして顧客から見えないようにしてください。
- ▶ 顧客が飼養施設に立ち入ったり、カーテン等をめくらないように表示するなどの措置をとってください。
- ▶ 成猫(生後1年以上の猫)が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示する場合は、平成26年5月31日までの間、午後8時から午後10時の間は展示規制の対象外となります。
- ▶ 日中でも長時間連続して犬及び猫の展示を行う場合は、その途中に展示を行わない時間を設けてください。